

平成30年10月28日(日)
「第3回大阪府言語聴覚学術大会」
【大阪保健医療大学2号館】

失語症者向け意思疎通支援の 経緯と概要

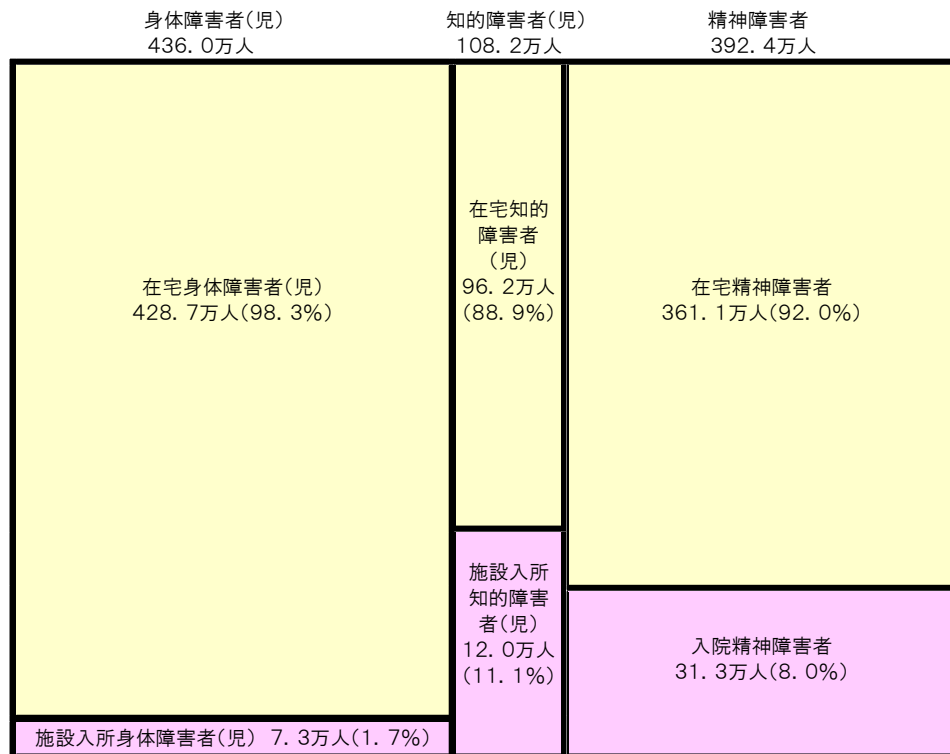
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室
室長補佐 村山 太郎

障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

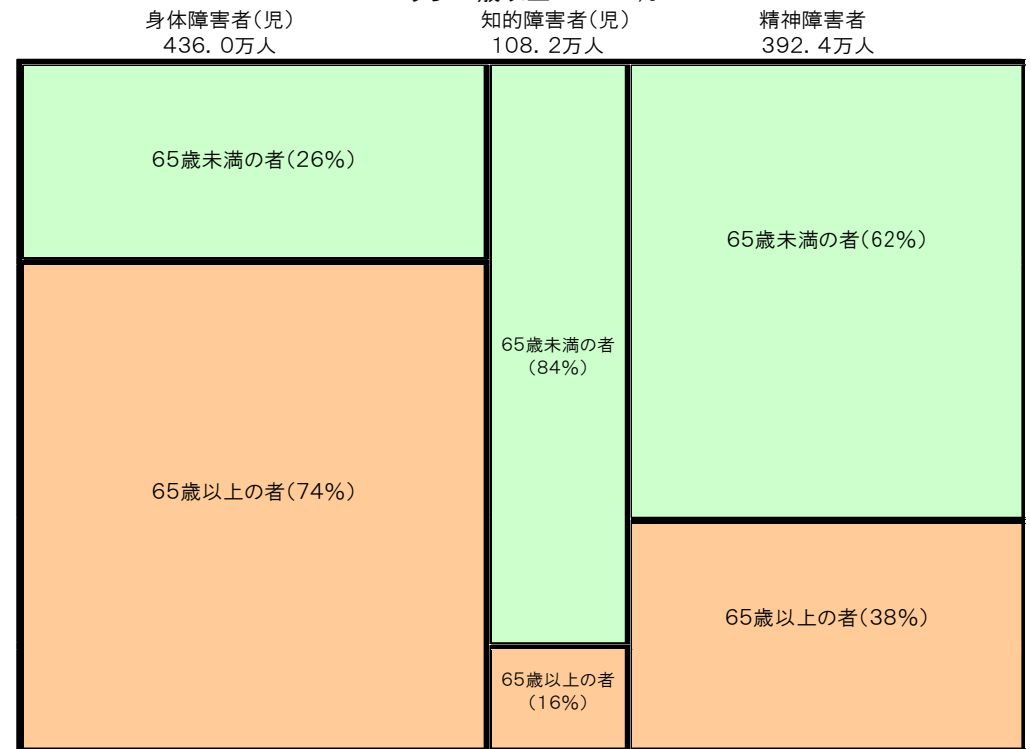
(在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
 うち在宅 886.0万人(94.6%)
 うち施設入所 50.6万人(5.4%)



(年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
 うち65歳未満 48%
 うち65歳以上 52%



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について①

○ 現行の意思疎通支援は、主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者、失語症者等を対象としている。

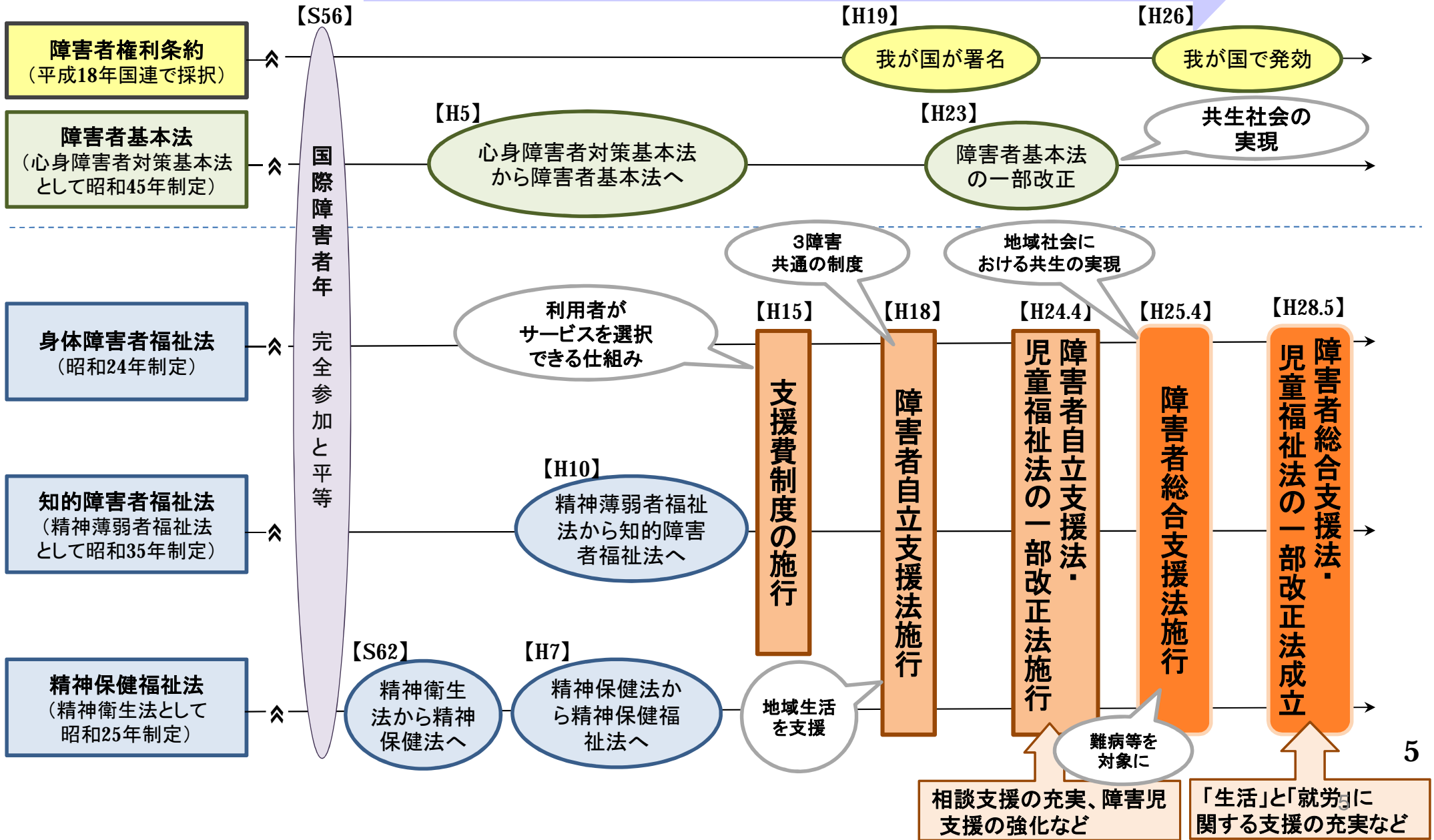
障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
視覚障害 (約31万人) H28.12.1時点 「生活のしづらさ などに関する調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・代筆者、代読者の養成及び派遣 ・点訳・朗読奉仕員の養成及び派遣 ・点字ディスプレイ、拡大読書器、デージー図書、大活字図書など日常生活用具の給付 ・移動支援事業 ・補助犬(盲導犬)の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護:家事援助の中で代読・代筆を実施 ・同行援護:移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む) ・生活介護:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり ・自立訓練(機能訓練):歩行訓練、点字読み書き等の訓練加算あり ・就労移行支援(養成施設):あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師免許取得のための教育・実習加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲人安全つえ、眼鏡など補装具の給付 ・視覚障害者情報提供施設(点字図書館)の運営 ・視覚障害者用図書事業の実施(日本点字図書館、日本ライトハウス、日本盲人会連合が受託) ・視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営
聴覚障害 (約34万人) H28.12.1時点 「生活のしづらさ などに関する調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣 ・ファクス、情報受信装置など日常生活用具の給付 ・字幕入り映像ライブラリー事業の実施 ・補助犬(聴導犬)の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(家事援助):ヘルパー研修において障害特性ごとのコミュニケーション研修を受講(ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある。) ・生活介護:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器など補装具の給付 ・聴覚障害者情報提供施設の運営 ・手話通訳者現任研修の実施(全国手話研修センターが受託)
盲ろう (約1.4万人) H24.10.31時点 「盲ろう者に関する 実態調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣 ・点字ディスプレイなど日常生活用具の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、生活介護、自立訓練、同行援護などが利用可能であるが、事業者に盲ろう者に対応したコミュニケーション技術を習得している従事者が少ないため、利用は低調 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 (上欄の視覚障害者向け、聴覚障害者向けの事業の利用も可能)

障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について②



障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
失語症 (約20～50万人) H26.3.31時点 「失語症協議会調査」	・会話支援者の養成及び派遣	・多くは身体障害を伴うため、居宅介護、生活介護、共同生活援助など各種サービスの利用が可能 (言語障害の場合、右側の麻痺という特性があるため、ヘルパー等支援者は意思疎通を図るための技術が必要)	
ALS等(構音障害+運動障害) (ALS患者 約9千人) H26.3.31時点 「衛生行政報告例」	・入院時、ヘルパー派遣によるコミュニケーション支援を実施	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援はサービス提供の一環として実施	・重度意思伝達装置など補装具の給付
総合支援法の対象となっている難病患者		・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、障害特性に応じた意思疎通の支援(※)も含めたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文章の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に標記するなど、文字情報を伝達する際の配慮など	・トーキングエイド、VOCAなどの携帯用会話補助装置や意思疎通支援のためのスマートフォン向けアプリケーションの開発を支援
知的障害 (約55万人)H17.11.1時点 「知的障害児(者)基礎調査」			
発達障害 (小中学生の6.5%程度)H25.5.1時点「文部科学省調査」			
高次脳機能障害 (約27万人) H13~H17調査「高次脳機能障害支援モデル事業」			
精神障害 (約320万人)H23.10.1時点 「患者調査」			

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念(※)の浸透
 ※ 障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え



障害保健福祉施策のこれまでの経緯

	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
平成18年	4月:「障害者自立支援法」の一部施行(同年10月に完全施行) 12月:法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置)	4月:「障害者雇用促進法改正法」の施行 10月:「精神保健福祉法」の施行 12月:国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
平成19年	12月:障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進)	9月:「障害者権利条約」へ署名 11月:「身体障害者補助犬法改正法」の成立 (平成20年10月に施行)
平成20年	12月:社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	12月:「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成21年4月に施行(一部、段階施行あり))
平成21年	3月:「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月の衆議院解散に伴い廃案) 9月:連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	
平成22年	1月:厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始 4月:低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 6月:「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定) 12月:「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成24年4月に完全施行)	
平成23年	8月:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	6月:「障害者虐待防止法」(議員立法)が成立 (平成24年10月に施行) ★7月:「障害者基本法改正法」が成立(同年8月に施行)
★平成24年	6月:「障害者総合支援法」が成立(平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行) 	6月:「障害者優先調達推進法」(議員立法)が成立 (平成25年4月に施行)
平成25年	4月:基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行 	6月:「精神保健福祉法改正法」が成立 (平成26年4月(一部、平成28年4月)に施行予定) 「障害者差別解消法」が成立 (平成28年4月に施行予定) 「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成28年4月(一部、平成30年4月)に施行予定)
平成26年	4月:障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行	1月:「障害者権利条約」を批准

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】〈平成23年7月29日成立・平成23年8月5日公布〉

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

等

・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

等

5) 国際的協調(第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

基本的施策関係（公布日施行）

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

2) 教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策

障害者政策委員会等（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

等

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

等

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

等

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

等

9) 相談等(第23条関係)

- ・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

等

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

等

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

附則

検討(附則第2条関係)

- ・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保
- ・その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

等

平成23年7月29日成立、同年8月5日公布 障害者基本法の一部を改正する法律

■第3条関係

全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

■情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）

円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ **地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)**

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

平成25年4月1日 障害者総合支援法の施行

■ 都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

○意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業

○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

■ 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

○意思疎通支援を行う者の養成

[その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施]

盲ろう者関係の主な事業・調査①

■「障害者の明るいくらし」促進事業

➤ 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業（H10年度～）

■ 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業

➤ 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業（H12年度～）

➤ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業（H12年度～）

■ 障害者自立支援法（地域生活支援事業）

➤ 盲ろう者通訳・介助員養成事業（H18年度～）

➤ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（H18年度～）

盲ろう者関係の主な事業・調査②

- 「盲ろう者に関する実態調査」(平成24年度)
- 「盲ろう者通訳・介助員の養成カリキュラムの内容に関する調査」(平成24年度)
- 「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」(H25.3.25)
- 障害者総合支援法(地域生活支援事業)
 - 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(H25年度～)
 - 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(H25年度～)

※両事業とも必須事業化

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

論点の整理(案)

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。
- 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。
- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。
- 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。
- 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。
- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

VII 精神障害者に対する支援の在り方について

- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
- 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。
- 総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

社会保障審議会障害者部会 報告書（平成27年12月14日）【抜粋】

6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

(1) 現状・課題 ～ 略 ～

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- 意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。

(計画的な人材養成とサービス提供等)

- 地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供に資するよう、各自治体において意思疎通支援事業の現状（利用者数、利用回数・時間等）に関する調査を行い、その結果を踏まえ、合理的配慮の進捗状況に留意しつつ、必要な意思疎通支援者を計画的に養成するとともに、提供すべきサービス量の目標を設定すべきである。
- 意思疎通支援について各障害種別の専門性を高めるとともに、司法、医療等の専門分野への対応を図るため、手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、盲ろう者向け通訳・介助員等の指導者養成を強化すべきである。その際、障害特性に応じて多様な意思疎通の手法があることに留意する必要がある。
- 小規模な市町村で事業実施が困難・不十分な場合に、都道府県や近隣市町村による事業補完・代替実施の取組を進めるべきである。また、災害時に自治体が意思疎通支援を提供する体制について、平時からの取組を強化すべきである。

(地域生活支援事業等の活用)

- 地域生活支援事業等について、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化すべきである。また、情報通信技術の活用等を通じた効果的、効率的な支援の提供を工夫すべきである。

(支援機器の活用促進等)

- 意思疎通支援に係る支援機器について、障害特性に応じた支援が可能となるよう、引き続き実用化に向けた開発支援を進めるべきである。また、支援機器の活用・利用支援や意思疎通支援に関する相談・情報提供について、視覚障害者情報提供施設・聴覚障害者情報提供施設等の活用により、地域における支援体制を整備すべきである。その際、一般の図書館や学校図書館等との連携も視野に入れるべきである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

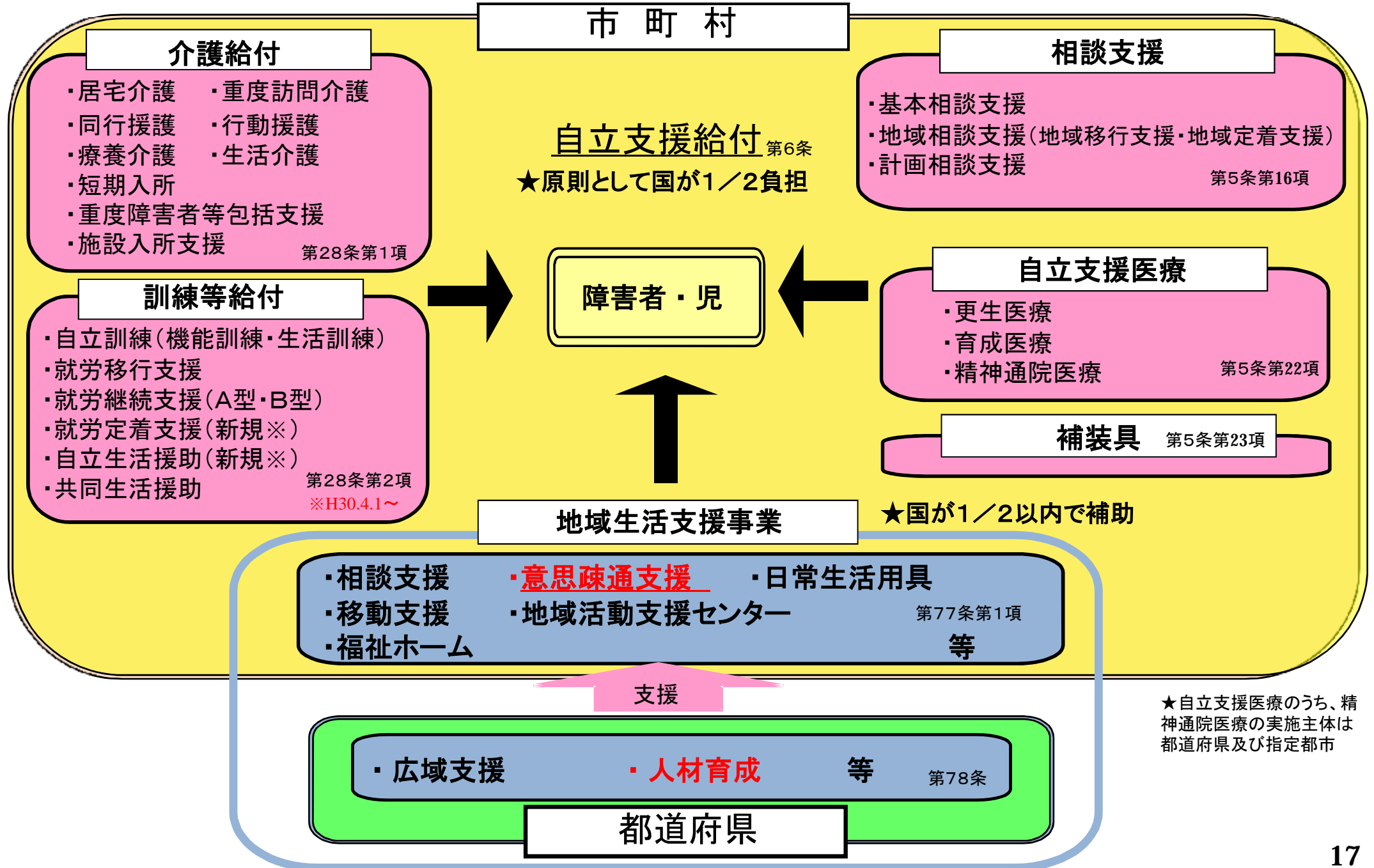
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

障害者総合支援法の給付・事業



意思疎通支援者の養成、派遣及び設置の概要

支援者の派遣等

市町村

- 手話通訳者の派遣
- 要約筆記者の派遣
- 手話通訳者の設置

都道府県

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ※派遣に係る市町村相互間の連絡調整

(注) 主な必須事業についてまとめたもの。

養成研修を実施

市町村

- 手話奉仕員の養成

都道府県

- 手話通訳者の養成
- 要約筆記者の養成
- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成

指導者を養成

団体数誌

- 社会福祉法人 全国手話研修センター（手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成を実施）
- 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター（要約筆記者の指導者養成を実施）
- 社会福祉法人 全国盲ろう者協会（盲ろう者向け通訳・介助員（※指導者として活用可）を実施）
- 一般社団法人 日本言語聴覚士協会（失語症者向け意思疎通支援者指導者養成事業を実施）

国

- 国立障害者リハビリテーションセンター（盲ろう者通訳・介助員の指導者養成を実施）

平成30年度地域生活支援事業一覧

市 町 村 事 業

1 理解促進研修・啓発事業

2 自発的活動支援事業

3 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

4 成年後見制度利用支援事業

5 成年後見制度法人後見支援事業

6 意思疎通支援事業

7 日常生活用具給付等事業

8 手話奉仕員養成研修事業

9 移動支援事業

10 地域活動支援センター

- (1) 地域活動支援センター基礎的事業《交付税》
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業

11 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 生活訓練等
- (4) 日中一時支援
- (5) 地域移行のための安心生活支援
- (6) 巡回支援専門員整備
- (7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
- (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

【社会参加支援】

- (1) レクリエーション活動等支援
- (2) 芸術文化活動振興
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 奉仕員養成研修
- (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進
- (6) 自動車運転免許取得・改造助成《交付税》

【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 更生訓練費給付《交付税》
- (3) 知的障害者職親委託

12 障害支援区分認定等事務《交付税》

平成30年度地域生活支援事業一覧

都道府県事業

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業《交付税》

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

5 広域的な支援事業

- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

6 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (7) 精神障害関係従事者養成研修事業
- (8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業

7 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
- (6) 医療型短期入所事業所開設支援
- (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

【社会参加支援】

- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 障害者ITサポートセンター運営
- (6) パソコンボランティア養成・派遣
- (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (8) 奉仕員養成研修
- (9) レクリエーション活動等支援
- (10) 芸術文化活動振興
- (11) サービス提供者情報提供等
- (12) 地域における障害者自立支援機器の普及促進
- (13) 視覚障害者用地域情報提供
- (14) 企業CSR連携促進

【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

【重度障害者に係る市町村特別支援】

注) 下線は必須事業

意思疎通支援の支援者の養成について①

○ 手話通訳士、要約筆記者等の意思疎通支援の支援者については、求められる水準に対応して、国、自治体等が役割分担して養成を行っている。

養成主体	聴覚障害者	視覚障害者	盲ろう者	失語症
<p>国リハ、大学、専門学校等</p> <p>厚生労働省令に基づく認定資格</p> <p>地域生活支援事業【任意事業】</p>	<p>手話通訳士の養成</p> <p>平成21年3月31日厚労令96 「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」に基づき試験を実施し認定</p> <p>※ 認定試験は、聴力障害者情報文化センターにて実施</p>	-	-	-
<p>地域生活支援事業【必須事業】(都道府県)</p> <p>厚生労働省としてカリキュラムを定め通知している者</p> <p>地域生活支援事業【必須事業】(市町村)</p>	<p>手話通訳者の養成</p> <p>基本課程35時間 応用課程35時間 実践課程20時間 計90時間</p> <p>※ 手話語彙(1500語)を習得</p>	<p>要約筆記者の養成</p> <p>必修74時間 選択10時間 計84時間</p>	<p>盲ろう者向け通訳・介助員の養成</p> <p>必修42時間 選択42時間 計84時間</p>	<p>失語症者向け意思疎通支援者の養成</p> <p>必修40時間 選択40時間 計80時間</p>
	<p>手話奉仕員の養成</p> <p>入門課程35時間 基礎課程45時間 計80時間</p> <p>※ 手話語彙(600語)を習得</p>	-	-	-
<p>地域生活支援事業【任意事業】(市町村)</p> <p>実施要綱において養成可能とされている者</p>	-	-	<p>点訳・代読・代筆・音訳奉仕員の養成</p> <p>※ 養成は、各自治体において独自に実施</p>	-

意思疎通支援の支援者の養成について②

○ 意思疎通支援の支援者については、国が示す養成カリキュラム等に基づき自治体等において養成されている。

	名 称	資 格 要 件
手 話	手話通訳士 3,601人 H30.3.1時点	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 ※公職選挙法に規定される政見放送において、手話通訳を担当することができる。 ○上記認定試験に合格し都道府県等に登録された者であって、手話通訳業務に従事する者
	手話通訳者 8,093人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、<u>手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者</u> ○都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において手話通訳者として派遣され、手話通訳業務に従事する者
	手話奉仕員 18,700人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者の生活及び関連する福祉度等について理解と認識を深めるとともに、<u>手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得している者</u> ○市町村及び都道府県が実施する手話奉仕員養成研修を修了し登録された者であって、意思疎通支援事業において派遣され、手話による意思疎通支援に従事する者
要 約 筆 記	要約筆記者 3,513人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する要約筆記者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において要約筆記者として派遣され、要約筆記業務に従事する者
盲 ろ う	盲ろう者向け 通訳・介助員 5,656人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> ○盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者であって、意思疎通支援事業において通訳・介助員として派遣されコミュニケーションや移動等の支援に従事する者

失語症者関係の調査等

- 「失語症の人の生活のしづらさに関する調査」(平成24年度)
- 「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する
支援の在り方に関する研究」(平成27年度)
- 「失語症者向け意思疎通支援者の
養成カリキュラム等について」(H30.3.29)
- 障害者総合支援法(地域生活支援事業)
 - 失語症者向け意思疎通支援者
養成研修事業(H30年度～) ※必須事業

意思疎通支援が必要な者の状況等 ～失語症者

① 失語症者の数

20万～50万人と推計

「失語症」

脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障害。

物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることができず、「話す」「話を聞いて理解する」「読む」「書く」など言葉にかかわる機能が障害され、周囲とのコミュニケーションをとることが困難となる。

② 障害の程度

3級：27% 4級：12% 持っていない：21% 不明：40%

※ 言語障害以外の障害により身体障害者手帳を取得している者の状況

1級：43% 2級：38% 3級：9% 4級：7% 5・6級：3%

③ 年齢構成

30・40歳代：11% 50歳代：13% 60歳代：38% 70歳代：30%

④ 発症年齢

20・30歳代：12% 40歳代：15% 50歳代：38% 60歳代：24% 70歳代：8%

⑤ 情報入手・コミュニケーション方法

- ・ 携帯などを使うことができる：54%
- ・ 家族との簡単なコミュニケーション（言葉で可能：47% 身振り手振り：44% できない：5%）
家族以外との簡単なコミュニケーション（言葉で可能：31% 身振り手振り：45% できない：18%）
- ・ 以前はパソコンを使っていた者のうち、失語症になってから使えなくなった者：65%

平成27年度障害者支援状況等調査研究事業

「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する研究」

(平成28(2016)年3月 みずほ情報総研株式会社)

<目次>

1. 研究概要
2. 研究内容
3. 失語症のある方の意思疎通に関する実態把握（アンケート調査より）
 - 1) 市区町村
 - 2) 都道府県
 - 3) 失語症のある方
 - 4) 支援者・家族
 - 5) アンケート調査結果のまとめ
4. 意思疎通支援者の養成内容・養成派遣事業のスキームの検討（ヒアリング調査より）
 - 1) 養成内容・養成派遣事業のスキームの検討
 - 2) 先進事例
5. 失語症者向けの意思疎通支援者の養成カリキュラム（案）の作成
 - 1) カリキュラムの方向性
 - 2) カリキュラム案
6. まとめ
 - 1) 失語症者の抱える意思疎通支援に関する課題について
 - 2) 養成・派遣事業の実施に向けた課題について
 - 3) 今後の課題について

■ 研究概要

- ・意思疎通が困難な者に対する支援方法としては、既に一定程度その手法が確立され、国の事業等による支援も制度化されている手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、支援する手法が確立されていないなど、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない。
- ・そのため、まずは失語症者の生活の実情や自治体の支援の現状の把握し、全国どの地域においても一定の水準により支援ができるよう、支援者を養成するためのカリキュラムを作成することが必要となる。
- ・本研究では、失語症者の家族や失語症に関する専門職である言語聴覚士だけでなく、広く一般の人々を対象に、意思疎通が困難な失語症者のコミュニケーションを支援する者（意思疎通支援者）を全国一律で養成できるような標準的カリキュラムを作成することを目指した。

■ アンケート調査（目的）

- ・本調査は、失語症者が感じる日常生活上の意思疎通に関する困難と支援ニーズを明らかにするとともに、支援者の活動状況の実態を把握することを目的とした。
- ・具体的には、失語症者や家族が求める支援内容や利用意向、支援者の支援状況、自治体の支援者養成状況等について実態を明らかにし、支援者養成カリキュラムの内容を検討するために、必要なデータを収集することを目指した。

■ヒアリング調査（調査項目）

- ① 取組みの発展過程について
 - ・ どのようなきっかけや問題意識で取組みははじめたか
 - ・ 養成・派遣事業を立ち上げる際に、何が事前準備として必要か？
 - ・ 軌道にのるまでの経緯はどうだったのか？成功要因、阻害要因は？
 - ・ 支援団体との連携や調整は？地域のSTとの連携は？
 - ・ 応募者を集め、修了してもらい、修了後も継続的に活動してもらおうための工夫は？
- ② 取組状況について
 - ・ 失語症者はどのような意思疎通支援を求めていると感じるか？
 - ・ 今は、どのような支援者を養成し派遣しているのか？
 - ・ 支援者は何人いるのか？足りているのか？
- ③ 養成講座の内容について
 - ・ 教えるべき、盛り込まれるべき内容は何か？
 - ・ 実際に支援の現場で活かせるようにするためには、何が重要か？
 - ・ 誰が講師になっているのか？それはなぜか？
 - ・ 講師の養成はどのように行っているのか？
 - ・ 養成講座の応募者の集め方は？どの程度集まるのか？
 - ・ どの程度の人修了して、継続して支援に関わってくれるのか？
 - ・ 支援者の質を維持するにはどうすべきか？
- ④ 取組みの今後の課題について
 - ・ 取組みの今後の課題
- ⑤ その他
 - ・ 失語症者を対象とした意思疎通支援者を全国の自治体で養成・派遣することへの意見

■失語症者向けの意思疎通支援者の養成カリキュラム（案）の作成

1) カリキュラムの方向性

アンケート調査、ヒアリング調査結果を踏まえ、検討会において失語症者向けの意思疎通支援者養成カリキュラム案を作成した。カリキュラムの作成方針は以下の通りである。

○目的

- ・失語症者の家族や言語聴覚士だけでなく、広く一般の人々を対象に、意思疎通が困難な失語症者に対しコミュニケーションを支援する者（意思疎通支援者）を全国一律で養成できるような標準的カリキュラムを作成する。

○養成する支援者像

- ・カリキュラムで養成する意思疎通支援者は、失語症のある方へ個人派遣されることを想定する。具体的には、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援する役割を担う。また場合によっては、複数の方への同時の支援や個別訪問等を行うことも考えられる。

○カリキュラムの内容の方向性

- ・カリキュラムの内容は、実習を重視する。実習は、会話サロンのような失語症者の集まる場所で行うことを想定する。
- ・カリキュラムは必修科目と選択科目から構成されるが、必修科目を履修するだけで、意思疎通支援者として支援に従事できるようになることを想定する。
- ・各科目の内容は、できる限り学術的に確立されており専門家の間でコンセンサスが取れている内容とする。
- ・時間数については、確かなスキルを持った支援者を養成するために、十分な時間数を見込む。今年度は、他の障害者への意思疎通支援者の養成カリキュラムと足並みを揃え、必修科目40時間選択科目40時間でカリキュラムを一旦作成することとする。

2) カリキュラム案

カリキュラム案の作成にあたっては、既に失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行っている複数の団体にご協力いただき、実際に使用されているカリキュラムをご提供いただいた。

それらの既存のカリキュラムをベースに、上記の方向性に従って原案を作成し、検討会での確認を経て取りまとめている。

(参考) 失語症会話パートナー派遣事業 (我孫子市)

事業実施の背景

- 訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって永続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立が深刻な問題となっている。
- 失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

目的

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加の促進を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
定員15名とし、2名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習5回と実習5回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適しているとの判断から、市内2箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

(活動実績)

養成講座修了者…23人 (H25実施分)

パートナー派遣利用者…374人 (H25.4~H26.3の延べ人数)

【参考:講習と実習の主な内容】

第1回講習	コミュニケーションとは 失語症の基礎知識 会話パートナーの役割 コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状 失語症と間違えやすい他の障害 話しことばの工夫
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫
第3回実習	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫 コミュニケーションの話題を考える
第3回講習	いろいろな手段や道具の活用 確認の方法
第4回実習	いろいろな手段や道具の活用 確認の方法
第4回講習	良い例、悪い例について 移動の介助方法
第5回実習	自由会話の実践
第5回講習	友の会活動の紹介 リハビリテーションとは 社会福祉サービスの基礎知識 これまでのまとめ

(参考) 失語症会話パートナー派遣事業 (四日市市)

目的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図ることが困難な失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
 - ・定員30名。※対象者は、市内に住所又は勤務地を有している者
 - ・カリキュラムは講義5回(計13時間)と実習1回(約2時間)で構成。
 - ・受講費用は1,000円(資料代)。
 - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。
- (2) 失語症会話パートナーの登録
 - ・(1)の失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了している者。
 - ・登録者数は36名(平成27年1月時点)。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
 - ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
 - ・派遣の実績は合計919時間(昨年比+170時間)※平成26年4月~26年12月の累計
 - ・利用者数は延べ355名(平成26年12月時点) ※平成26年4月~26年12月の累計
- (4) 失語症パートナーのスキルアップ講座
 - ・グループワーク形式による実際の支援事例を題材とし、対応技術の向上や効果的な支援方法等について意見交換などを行う。
 - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。

いずれもNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットに委託して実施。

【参考:失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回(5h)	会話パートナーとは 失語症の基礎 失語症から起こる様々な問題 コミュニケーションの取り方
第3回(3h)	コミュニケーションの工夫や手段 失語症者の症状に気付く
第4回(3h)	身体介助の方法 会話の工夫 グループ会話
第5回(2h)	困難ケース 「ありがち」な対応を考える
演習①(2h)	「よっかいち失語症友の会:定例会」
演習②(1.5h)	「四日市市障害者福祉センター交流会」
演習③(2h)	「よっかいち失語症友の会:交流会」

- * 演習①~③のうち、いずれか1回は参加が必要。
- * 講座(1~5回)・演習(1回)に全て出席した者に修了証を授与。
- * 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

失語症のある方にかかる意思疎通支援について

○部会報告書で「きめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者のあり方を検討し、平成30年度には各都道府県で失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を実施予定。

平成28年

平成29年

平成30年度～

派遣

地域生活支援事業

○意思疎通支援事業(市町村必須事業)の中で失語症者が対象であることを明確化

地域生活支援事業(特別支援事業)
※手上げによりモデル的に実施。

養成テキストの作成等

養成

地域生活支援事業

○失語症者に対する
意思疎通支援者の養成
(都道府県必須事業)を予定

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(都道府県必須事業)に失語症者に対する意思疎通支援者の養成を追加。

指導者養成研修の実施

ST協会の協力のもと、厚生労働省が実施する失語症者向け意思疎通支援者の指導者養成研修を実施予定。

失語症者向け意思疎通支援事業について

事業概要

(1) 失語症者向け意思疎通支援者の養成

- ・失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラムの必須科目（講義12時間、実習28時間）を基本として、支援者の養成を実施する。

(2) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

- ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。

(3) 留意事項

- ・養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
- ・各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- ・失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

事業イメージ

それぞれの役割

自治体

- ①失語症者向け意思疎通支援者の養成講座の実施
- ②失語症サロンの開催
- ③意思疎通支援者の派遣をコーディネート及び派遣の実施

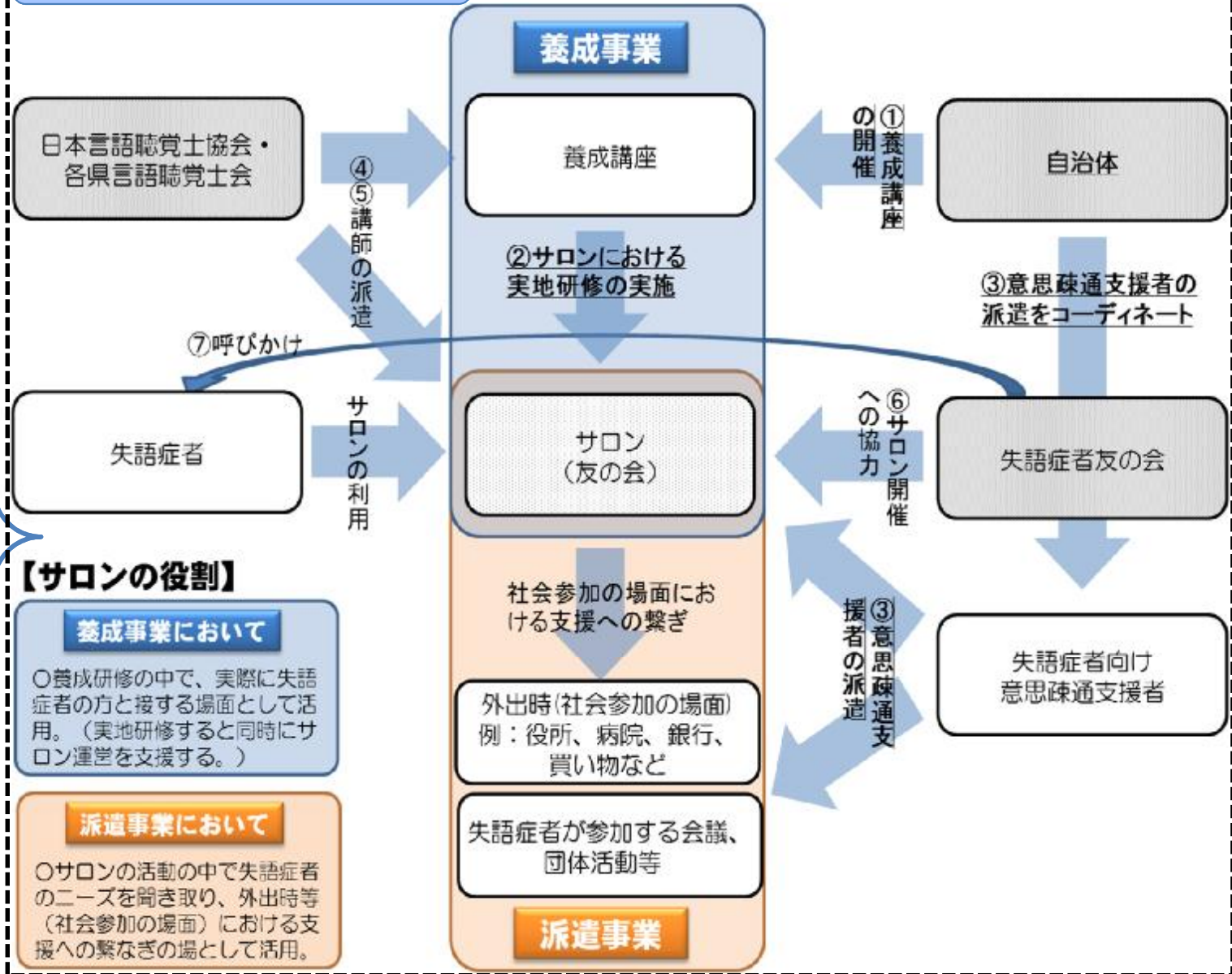
言語聴覚士会等

- ④失語症者向け意思疎通支援者養成講座への講師派遣
- ⑤失語症サロンの開催への協力（人的支援）

失語症友の会等

- ⑥失語症サロンの開催への協力（場所の提供、会員への周知等）
- ⑦地域の失語症者への呼びかけ

事業実施における相関図



失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について

平成30年3月29日障企自発0329第1号
各都道府県・指定都市・中核市民政主管部(局)長あて
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知

失語症者に対する意思疎通支援について、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(都道府県必須事業)」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されました。カリキュラム及び養成等における留意事項を定めましたので、御了知の上、管内市町村及び関係団体への周知について特段の配慮をお願いします。

記

(実施主体)

1 失語症者向け意思疎通支援者の養成は、専門性が高いこと等から都道府県(指定都市、中核市を含む)が行うこととしている。

(派遣の実施主体)

2 養成された支援者は、「意思疎通支援事業(市町村必須事業)」による派遣の対象とする。なお、地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって派遣事業を実施することも可能であるため、適宜連携いただきたい。

(登録者名簿の配布)

3 養成研修を修了した者については、登録者名簿を作成し、住所地以外の市町村での活動や市町村による広域派遣の際の便宜を図るため、管内の市町村に配布されたい。

失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム

【必修科目(40時間)】

養成目標	失語症者の日常生活や支援の在り方を理解し、1対1のコミュニケーションを行うための技術を身につける。さらに、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	失語症者との1対1の会話を行えるようになり、買い物・役所での手続き等の日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行えるようになる。

【選択科目(40時間)】

養成目標	多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために、応用的な知識とコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動介助技術を身につける。
到達目標	電車・バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や、複数の方への支援、個別訪問等の場面を想定し、失語症者の多様なニーズに応え、意思疎通の支援を行えるようになる。

【必修科目(40時間)】

形態	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当 職種例
講義	失語症概論	2	失語症の原因、症状、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、失語症に関する基礎知識を会得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原因、症状、タイプ ・類似の障害との差異 ・日常生活、社会生活への影響 ・心理的側面への影響 ・失語症のリハビリテーションの概要 ・コミュニケーション方法 ・地域生活の状況 	言語聴覚士
講義	失語症のある人の日常生活とニーズ	1	失語症者の日常生活における困難と、支援ニーズを、具体的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症者による体験談 ・失語症者の生育歴・障害歴 ・日常生活における困難 ・必要としている支援 ・会話の実例(失語症者でも、サポートがあれば会話が可能であることを理解してもらう) 	失語症者 失語症者の 家族 言語聴覚士
講義	意思疎通支援者とは何か	0.5	失語症者の抱える困難や支援ニーズを踏まえ、意思疎通支援者の役割と支援内容を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・対人支援とは何か ・意思疎通支援者の役割 ・基本的な支援内容 	言語聴覚士
講義	意思疎通支援者の心構えと倫理	0.5	意思疎通支援者としての失語症者への関わり方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・心構えと倫理(対等姓、自己決定の尊重) ・適切なコミュニケーション態度(受容・共感等) ・守秘義務 	言語聴覚士

講義	コミュニケーション支援技法Ⅰ	4	失語症者とコミュニケーションを取るために必要な、基本的な会話技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一対一の会話場面を想定し、以下のような意思疎通支援に係る技術(道具や絵の利用等も含む)を理解・習得する。 - 理解面を補う会話技術 - 表出面を補う会話技術 - 話の内容を確認する会話技術 - 話の要点を書き表す技術 - 適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話サロンのような場での実習を想定	言語聴覚士
実習	コミュニケーション支援実習Ⅰ	18	失語症者とコミュニケーションを取るために必要な、基本的な会話技術を習得する。		言語聴覚士
講義	外出同行支援	1	失語症者が外出先で困難を感じる場면을具体的に想定し、意思疎通を促進するための技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通支援を行う場면을具体的に想定し、必要な技術を理解・習得する。(買い物、役所での手続き等) 	言語聴覚士
実習	外出同行支援実習	8	外出時の基本的な意思疎通支援技術を習得する。		言語聴覚士
講義	派遣事業と意思疎通支援者の業務	1	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の運用の運用の仕組みやルールを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の概要 ・ 依頼から派遣までの流れ ・ トラブル発生時の対応等 	行政職員 有識者 言語聴覚士
講義	身体介助の方法	2	外出時に身体介助を安心・安全に行うための基本的な技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出時に必要な、身体介助(特に片麻痺の方向け)と声の掛け方 ・ 階段昇降、椅子からの立ち上がり、装具や衣服の着脱 食事や排泄時の介助法等 	理学療法士 作業療法士
実習	身体介助実習	2	外出時に身体介助を安心・安全に行うための基本的な技術を習得する。		理学療法士 作業療法士

【選択科目(40時間)】

形態	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当職種例
講義	失語症と合併しやすい障害について	1	失語症以外の障害を併せ持つ失語症者の生活における課題と、その支援方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の障害(高次脳機能障害等)の併発状況 ・原因疾病や合併疾病に対する治療の実際 ・病気や服薬などの医療的状況 ・他の障害を併せ持つ失語症者への支援方法 	言語聴覚士
講義	福祉制度概論	1	失語症者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会支援の状況を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の仕組み ・意思疎通支援者派遣事業について ・障害福祉サービス、医療保険制度、介護保険制度について ・地域の社会資源の状況 	行政職員 有識者 言語聴覚士
講義	コミュニケーション方法の選択法	2	失語症者の会話能力を把握し、その人に合わせたコミュニケーション方法の選択法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・音声、文字、絵、身振り、表情の理解が可能か。 ・音声、文字、絵、身振り、表情の伝達が可能か。 ・返答できる質問形式は何か。 	言語聴覚士
実習	コミュニケーション方法の選択法	10	失語症者の会話能力を把握し、その人に合わせたコミュニケーション方法の選択法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会話中に、自分のミスに気づくことができるか 等 ※会話サロンのような場での実習を想定	言語聴覚士
講義	コミュニケーション支援技法Ⅱ	4	応用的な会話技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の交流場面や個人宅訪問時を想定し、以下の技術を理解・習得する。 - 理解面を補う会話技術 - 表出面を補う会話技術 - 話の内容を確認する会話技術 - 適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話サロンのような場での実習を想定	言語聴覚士
実習	コミュニケーション支援実習Ⅱ	22	応用的な会話技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> - 適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話サロンのような場での実習を想定	言語聴覚士